

平成 23 年 2 月 25 日の農業委員会で改正しました。

◎賃借料の公表

平成 22 年 1 月から平成 22 年 12 月までに締結（公告）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなります。農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとしてご活用下さい。

（牧草畑）

（単位 円／10a）

地 区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
紋 別	2, 6 0 0	5, 0 0 0	1, 0 0 0	1 6	特殊事情で著しく 低額のものも含ま れている。
渚 滑	1, 9 0 0	7, 0 0 0	2 0 0	9	
上渚滑	2, 1 0 0	7, 5 0 0	7 0 0	4	
市全体	2, 3 0 0	7, 5 0 0	2 0 0	2 9	

金額単位 : 円（100 円未満四捨五入）

地区別対象地名一覧

地 区 名	対 象 地 区
紋 別	旧紋別町管内
渚 滑	旧渚滑村管内
上渚滑	旧上渚滑村管内

◎下限面積について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積（下限面積）は、平成 23 年 2 月 25 日開催の第 32 回農業委員会で協議した結果、引き続き 2ha とすることを議決しました。

◎農地の相続等の届出のお願い

相続や時効による農地の権利取得は農地法の許可が必要ですので、農地の権利を取得された人（農家以外や法人も含む）は農地の所在する農業委員会に届出してください。